

市立小中学校外校舎空調更新等整備事業
実施方針

令和8年4月6日

宝塚市

－目次－

1. 本事業の実施に関する事項	1
1.1. 事業内容に関する事項	1
1.1.1. 事業名	1
1.1.2. 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.3. 事業の目的	1
1.1.4. 事業の内容	1
1.1.5. 法令等の遵守	3
1.2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	3
1.2.1. 特定事業者選定の基本的考え方	3
1.2.2. 選定結果の公表	3
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	3
2.1. 事業者の募集及び選定方法	3
2.2. 事業者の募集及び選定スケジュール	3
2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール	3
2.2.2. 募集及び選定の手続き等	4
2.3. 応募事業者の備えるべき参加資格要件	6
2.3.1. 応募事業者の構成等	6
2.3.2. 代表企業の選定	7
2.3.3. 構成員に必要な入札参加資格要件	7
2.3.4. 構成員の制限	8
2.3.5. 地域貢献への配慮事項	8
2.3.6. 入札参加資格の喪失に伴う構成員の変更	9
2.4. 審査及び選定に関する事項	9
2.4.1. 審査及び選定に関する基本的な考え方	9
2.4.2. 審査の方法	9
2.4.3. 提案審査書類の取り扱い	9
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
3.1. 責任分担に関する基本的な考え方	10
3.2. 予想されるリスクと責任分担	10
3.3. 事業の実施状況の監視	10
3.3.1. 提供されるサービスの水準	10
3.3.2. 事業者による業務品質の確保	10
3.3.3. 事業の実施状況のモニタリング	11
3.3.4. モニタリング結果に対する措置	11
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	11
4.1. 施設の概要	11

4.1.1.	対象となる施設	11
4.1.2.	対象となる施設の立地条件	11
4.2.	その他、主要な事業要件の概要	11
4.2.1.	空調設備の形式	11
4.2.2.	LED 設備の形式	11
4.2.3.	熱源供給と光熱水費の負担	11
4.2.4.	学校施設使用者への配慮	11
5.	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
6.1.	事業の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場案	12
6.2.	市の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場案	12
6.3.	当事者の責に帰すことのできない事由の場合	12
6.4.	その他	13
7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
7.1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	13
7.2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	13
7.2.1.	学校施設環境改善交付金等の活用	13
7.2.2.	その他の財政上又は金融上の支援	13
8.	その他事業の実施に関し必要な事項	13
8.1.	議会の議決	13
8.2.	本事業の安定的な継続	13
8.3.	一部事業の早期完了	14
8.4.	情報提供	14
8.5.	本事業において使用する言語等	15
8.6.	応募に伴う費用負担	15
8.7.	問い合わせ先	15
	別添資料 1	16
	別添資料 2	20
	別添資料 3	23
	別添資料 4	25
	様式 1	27
	様式 2	28
	様式 3	29

1. 本事業の実施に関する事項

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名

市立小中学校外校舎空調更新等整備事業（以下「本事業」という。）

1.1.2. 公共施設等の管理者の名称

宝塚市長 森 臨太郎

1.1.3. 事業の目的

本事業は、宝塚市（以下「市」という。）内の市立小中学校及び特別支援学校の校舎空調設備の更新工事並びに幼稚園も含む LED 化工事、給食室及び配膳室の空調設備を整備し、整備後の維持管理を行う事業であり、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用して教育環境等の整備を図ることを目的とする。

児童・生徒が学習等で日常的に使用する校舎だけでなく、給食室で空調設備が導入できていない学校 13 校と配膳室 34 校、LED 化できていない学校園 20 校園（以下「対象施設」という。）に空調更新又は新たに空調設備、LED 化を整備するに当たり、民間事業者の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、財政負担縮減及び平準化の観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）に基づく事業手法による導入を図るものである。

なお、実施方針において、用語の定義は要求水準（案）を参照する。

1.1.4. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引き渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理を行う DBO 方式とする。

なお、本事業は、給食室の空調改修工事を夏休み期間に必ず完了させるものとしているため、A 事業（主に小学校）と B 事業（主に中学校）の 2 事業に分けて行うものとする。

A 事業と B 事業の両方の募集に参加できるものとし、両事業を請負うことも可能とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和 25 年（2043 年）3 月 31 日までとする。

契約締結日	令和 8 年（2026 年）12 月下旬
設計及び施工期間	契約締結日～令和 10 年（2028 年）3 月 31 日以前の日（※1）
維持管理期間	引渡し日翌日～令和 25 年（2043 年）3 月 31 日
事業終了	令和 25 年（2043 年）3 月 31 日

※1 施工完了時期は令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までとして、事業者の提案による。

ただし、引渡し回数は協議による。（引渡し日から令和 10 年度（2028 年度）末までの維持管理の経費は無償とする。）

なお、施工完了とは令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までに全ての工事を完了し、引き渡し、市に提出すべき書類の提出が全て完了しているものとする。

(3) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 事業管理業務

- (ア) 事業進捗調整業務
- (イ) 工事監理業務
- (ウ) 学校施設環境改善交付金事務等支援業務
- (エ) その他、付随する業務

イ 設計業務

- (ア) 空調設備等の設計業務
- (イ) LED 化の設計業務
- (ウ) その他、付随する業務（アスベスト対応及び PCB 対応を含む（※1））

ウ 施工業務

- (ア) 空調設備等の施工業務
- (イ) LED 化の施工業務
- (ウ) その他、付随する業務（アスベスト対応及び PCB 対応を含む（※1））

エ 維持管理業務

- (ア) 空調設備等の維持管理業務
- (イ) その他、付随する業務

オ 空調設備等の移設等業務

本事業において整備した空調設備等の移設、廃棄等（以下「移設等」という。）が、維持管理期間中に必要となった場合、市は本事業の事業会社、設計企業、施工企業又は維持管理企業を空調設備等の移設等業務の優先交渉権者とすることを予定している。

※1 施工にあたって、アスベスト調査を実施し、飛散防止対策を講じること。

LED 化に伴い、PCB 含有の可能性があるものについては、確認を行い、非含有が証明できない場合、市が指定する保管場所への移設すること。

(4) 事業者の収入

ア 本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

イ 市は、事業者が実施する事業管理・設計・施工・所有権移転・その他付随する業務

等に係る対価（以下「整備費用」といい、事業者が、空調設備及びLED化等の事業管理・設計・施工・所有権移転・その他付随する業務等の実施に当たり、必要となる整備費用）については、事業契約書において定める額を前払いと一部LED化の完了払い、中間前払い、施工完了後（全ての設備等の所有権移転後に事業者に一括して支払うことを予定）の4回に分けて事業者を支払う。

ウ 市は、事業者が実施する維持管理業務に係る対価について、事業契約書に定める額を、維持管理期間中に平準化して事業者年に1回支払う。なお、支払い時期は各年度の業務完了後とする。

エ 消費税及び地方消費税の支払い方法については、事業契約書（案）において示す。

(5) 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備等の性能（以下「性能基準」という。）を満たす状態とすること。

なお、性能基準は、市が示す要求水準に加えて、事業者の提案内容に基づくものとする。

1.1.5. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

1.2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

1.2.1. 特定事業選定の基本的考え方

市は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）」、「VFMに関するガイドライン（令和5年6月2日）」等を踏まえ、本事業をDBO方式で実施することにより、空調設備等及びLED化について、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。

1.2.2. 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容とあわせて、市のホームページ等に掲載し、公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、競争性、公平性、透明性の確保に配慮し、公募型プロポーザル方式により行う。

2.2. 事業者の募集・選定スケジュール

2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次の予定とする。

表 2-1 事業者の募集・選定スケジュール

令和 8 年度	4月6日(月)	実施方針及び要求水準書(案)の公表
	4月24日(金)	実施方針等への質問及び意見の受付締切
	5月1日(金)	実施方針等への質問に対する回答公表
	5月中旬	特定事業の選定及び公表
	5月中旬	募集要項等の公表
	5月中旬～下旬	参考図書の貸与(全施設)
	5月下旬～6月上旬	現地見学会(全施設)
	6月中旬	募集要項等に関する質問受付締切
	6月中旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表
	6月下旬	参加資格審査書類の受付締切
	7月上旬	参加資格審査結果の通知
	9月上旬	提案書の受付締切
	9月下旬	提案書に関する事業者ヒアリング
	10月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
	10月中旬	基本協定締結
	10月中旬	事業仮契約締結
12月下旬	事業契約締結	

2.2.2. 募集及び選定の手続き等

(1) 参考図書の貸与

市は、実施方針等の参考図書として以下の書類を本事業に応募しようとする事業者のうち、希望者に貸与する。貸与手続の方法や日程等の詳細については、別添資料3「参考図書の貸与について」に記載している内容を参照すること。

市が貸与する参考図書は、一般に公表することを前提としていない情報のため、関係者以外への配布は禁止とし、取扱いに注意すること。

なお、参考図書の内容と実際の対象施設の状況との整合について、市は保証するものではない。

詳細については、募集要項に定める。

○貸与する参考図書

- a-1 施設台帳(全対象校分)
- a-2 事業対象範囲明示図
- c 既設図面(全対象施設分)
- d 受変電設備等一覧表

(2) 実施方針等への質問の受付

実施方針等に関する質問を次のとおり受け付ける。受付期間外の質問については、回答

しない。

ア 受付期間

令和8年4月6日（月）9時から令和8年4月24日（金）17時まで

イ 受付方法

「(様式1) 実施方針等に関する質問及び意見書」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、電子メールの件名は「【会社名（略称可）】実施方針等に関する質問及び意見書」と記載し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

※メール送信先アドレス及び受信確認先の電話番号は、本書「8.8.」に示す「問い合わせ先」のとおりとする。

(3) 実施方針への質問に対する回答

実施方針に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位やその他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和8年5月1日（金）までに、市のホームページに掲載し、公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち内容の確認が必要と判断した場合には、質問の提出者に直接問い合わせを行うことがある。

(4) 特定事業の選定及び公表

「1.2.特定事業の選定及び公表に関する事項」を参照すること。

(5) 募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、その他必要な文書（以下「募集要項等」という。）を市のホームページに掲載し、公表する。

(6) 現地見学会

本事業の対象施設の現地見学会を開催する。現地見学会の対象施設は、全37施設で実施する予定である。

なお、具体的な日程、申込み方法は募集要項にて示す。

(7) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問の提出方法等は募集要項に示す。

(8) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の公表等は募集要項に示す。

(9) 参加資格審査書類の受付及び参加資格審査結果の通知

本事業に応募しようとする事業者は、提案書提出に先立ち、参加表明書及び参加資格書類を提出すること。

なお、参加表明書及び参加資格審査書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、募集要項において示す。

募集要項に基づき参加資格の審査を行う。審査の結果については、応募事業者に対して通知する。

(10) 提案書の受付

募集要項等に基づき、参加資格審査通過者から提案書を受け付ける。

提案書の提出方法及び時期、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項に示す。

(11) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として決定し通知するとともに、市のホームページ等に掲載し公表する。

(12) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者との間で、本事業に係る基本事項を定めた基本協定を締結する。

(13) 事業契約の締結

市は、優先交渉権者との間で事業仮契約を締結した後、事業契約の締結に関する市議会の議決を経て、事業契約を締結する。

2.3.応募事業者の備えるべき参加資格要件

2.3.1 応募事業者の構成等

応募事業者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループとし、グループの名称を定めるものとする。応募事業者の構成については、次のとおりとする。

- ア 空調設備等及びLED設備に係る事業管理業務、設計業務、施工業務、維持管理業務を行うそれぞれの企業により構成するグループとする。なお、各業務を複数の企業が構成員となることを妨げない。
- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができる。
- ウ 応募事業者は、他の応募事業者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募事業者が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- エ 応募事業者の構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託し、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に通知し、「再委託に関するガイドライン（令和4年11月

制定)」に則り再委託承諾申出書の提出により承諾を得るものとする。

2.3.2. 代表企業の選定

応募事業者は、応募手続や候補者となった場合の契約事務を含め、事業期間中、市との調整・協議等における窓口を担うほか、本事業に係る応募グループ内の全ての調整等の責任を請負う代表企業を定めるものとする。

2.3.3 構成員に必要な入札参加資格要件

応募事業者の全ての構成員は、参加表明書の提出の締切日において「宝塚市競争入札参加資格」を有する者で、次の参加資格要件を満たすものとする。

(1) 「事業管理業務」を行う者の要件

ア 事業管理業務の内、工事監理業務を行うものについては、過去 15 年以内に空調設備工事の実績を有する人員を配置できること。

(2) 「設計業務」を行う者の要件

ア 委託業務、建設コンサルタント等の業種で取引希望種目が建築一般・冷暖房・電気であり、本市の入札参加資格登録を受けていること。

イ 設計業務を行うに当たって、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく技術者が配置可能であり、同法に基づく一級建築事務所であること。

ウ 管理技術者として直接雇用する「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。

エ 過去 15 年以内に、空調設備工事に係る設計業務の実績を有していること。

(3) 「施工業務」を行う者の要件

ア 建設工事の「管工事」または「電気工事」の業種で本市の入札参加資格登録を受けていること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」または「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価経過通知書・総合評価値通知書における「管」または「電気」の総合評価点が市内業者は 650 点、その他の業者は 750 点以上あること。

エ 配置技術者として、管工事の監理技術者資格者証所持者を配置できること。

オ 過去 15 年以内に、空調設備工事または LED 化工事の施工実績を有すること。なお、JV としての施工実績の場合も上記条件を満たすものとする。

(4) 「維持管理業務」を行う者の要件

ア 委託業務の業種で取引希望種目がその他委託業務で本市の入札参加資格登録を受けていること。

- イ 維持管理業務を行うにあたって、選択した設置機器での運用に必要となる資格（例：空調設備の容量等により、第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者）を持つ直接雇用する業務責任者を人員も含め適正に配置できること。

2.3.4. 構成員の制限

次に該当する者は、応募事業者の構成員となることはできない。

- ア 参加表明書の提出の締切の日において地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 参加表明書の提出の締切の日において宝塚市入札等参加指名停止基準（平成 23 年）に基づく一般競争入札への参加の停止又は指名停止の措置を受けている者。
- ウ 参加表明書の提出の締切の日において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立をしている者又は申立をなされている者（ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、除く。）。
- エ 参加表明書の提出の締切の日において、平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による再生手続開始の申立をしている者又は申立をなされている者（ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、除く。）。
- オ 参加表明書の提出の締切の日において、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年市条例第 6 号）及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱（平成 24 年）の規定による措置を受けている者。
- カ 参加表明書の提出の締切の日において天災その他やむを得ない事由がある場合を除き、法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）並びに市税を滞納している者。
- キ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していない者（ただし、各保険について法令で除外されている場合を除く。）。

2.3.5. 地域貢献への配慮事項

構成員には、できるだけ市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、本事業において必要となる資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら本事業を完結すること。なお、応募事業者が提出した提案書にあたって、地域貢献への配慮に係る評価の詳細については、募集要項公表時に公表する審査基準において示す。

2.3.6. 入札参加資格の喪失に伴う構成員の変更

構成員の変更は、代表企業以外の構成員が入札参加資格を喪失し、かつ、入札締切日までに本市が指定する書類の到達があった場合を除き認めない。

2.4. 審査及び選定に関する事項

2.4.1. 審査及び選定に関する基本的な考え方

市は、応募事業者が提出した提案書の評価を行うため、市立小中学校外校舎空調更新等整備事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。審査会では、プロポーザル方式（応募事業者のヒアリングも実施予定）で総合的に提案書等の審査を行い、市は、審査会の審査をもとに候補者と次点候補者を決定する。

なお、審査会の審査の順番については、A事業の提案から実施するものとする。

2.4.2. 審査の方法

(1) 参加資格審査

市は、応募事業者からの参加表明書及び参加資格審査書類をもとに、参加資格要件を満たしているかについて確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

審査会は、募集要項と併せて公表する審査基準に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等並びに提案価格について、応募事業者から提出された提案書類等をプロポーザル方式により審査する。

(3) 候補者の選定

審査会は、提案内容評価及び価格評価の結果から総合評価値を算定し、総合評価値が最も高い応募事業者を候補者として選定する。次点の業者は、次点候補者として選定し、候補者が欠格事項等に該当した場合、繰り上げ候補者とする。

(4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、審査会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(5) 落札結果の公表

市は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した場合、応募事業者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を市のホームページに掲載し、公表する。

2.4.3. 提案審査書類の取扱い

(1) 著作権

応募事業者から提出された提案書の著作権は、応募事業者に帰属する。

ただし、市が宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号）に基づき応募内容を公

表する場合、その他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者決定結果の公表に必要な範囲で、その他の応募事業者の提案書を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じた責任は、応募事業者が負うものとする。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものであり、事業管理・設計・施工・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

3.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別添資料1「リスク分担表(案)」によるものとし、具体的な内容については、実施方針に対する質問を踏まえ、募集要項等に示し、詳細については事業契約書に定める。

3.3. 事業の実施状況の監視

3.3.1. 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべきサービスの水準については、要求水準として、要求水準書に示す。

なお、本事業で事業者が提供するサービス水準は、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書、事業者提案書類、各種共通仕様書及び設計図書に記載の内容が業務水準となる。

3.3.2. 事業者による業務品質の確保

事業者は、提供するサービス水準を維持改善するため、事業者自らが業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、事業者が提供するサービス水準が、空調設備等に係る性能基準及び維持管理業務に係る水準を満たすことを事業者自らが確認するものであり、市が実施するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については事業契約書において定める。

3.3.3. 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する事業管理・設計・施工及び維持管理の各業務についてモニタリングを行う。なお、モニタリングにあたっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

その方法及び内容等については、事業契約書において定める。

3.3.4 モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、事業者が実施する事業管理・設計・施工及び維持管理の各業務の水準がサービス水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については事業契約書において定める。

4. 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項

4.1. 施設の概要

4.1.1. 対象となる施設

本事業の対象施設は、別添資料2「本事業の対象施設一覧」のとおりである。

4.1.2. 対象となる施設の立地条件

対象施設ごとの施設の配置等については、募集要項等に示す。

4.2. その他、主要な事業要件の概要

4.2.1. 空調設備の形式

空調設備については、校舎最上階または西日の当たる教室で、他の教室と同等程度の冷房温度となるような対策の提案を行うこと。

4.2.2. LED 設備の形式

LED 設備については、文部科学省が作成する「学校環境衛生の基準」及び「学校環境衛生管理マニュアル」に定める照度と同等以上でかつ、教室の使用実態に適した提案を行うこと。

なお、調光機能による照度調整を踏まえた計画とすることは可能とする。

4.2.3. 熱源供給と光熱水費の負担

熱源供給については、本事業の範囲に含めない。施工業務及び維持管理業務等に伴う光熱水費や空調設備の運転に必要となる光熱水費については、市が負担する。

4.2.4. 学校施設利用者への配慮

夏季休暇や冬季休暇等においても、校舎及び園舎内で学童保育（育成会や放課後児童クラブ）や補習授業など学校園以外の使用がある教室もあることから、設計段階や実施段階において、工事手順や仮設計画など十分配慮し検討すること。

また、工事車両の進入経路や駐車場、資材置き場についても学校園等と十分協議し作成す

ること。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従う。また、事業契約の紛争については、神戸地方裁判所伊丹支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い、次の措置をとること。

6.1. 事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責に帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することができる。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責に帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。

ウ ア・イのいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

6.2. 市の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責に帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

イ アの規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は生じる損害について市に対して賠償を求めることができる。

6.3. 当事者の責に帰すことができない事由の場合

ア 不可抗力、その他市及び事業者の責に帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 事業内容の変更に伴う費用や復旧等については、双方協議により定める。

6.4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

ただし、本事業の実施に際し、法改正等により、法制上及び税制上の措置が適用された場合には、市と事業者で協議する。

7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

7.2.1. 学校施設環境改善交付金等の活用

本事業において、市は学校施設環境改善交付金等の活用を想定している。事業者は、交付金の他、起債等の申請・実績報告に必要な書類等（※1）の作成及び支援を行うこと。

なお、施工完了書類の提出については、令和9年11月末までに完了したものは、令和9年12月末までに書類の提出を行うものとし、令和9年12月以降に完了したものは、令和10年1月末までに、市が指定する書類を見込みであっても一旦作成し提出すること。

施工完了については、令和10年3月31日までに全ての工事を完了し、引き渡し、市に提出すべき書類の提出が全て完了しているものとする。

ただし、LED化整備の内、御殿山中学校及び長尾幼稚園、仁川幼稚園の施工完了書類の提出については、令和9年3月初旬に、市が指定する書類を見込みであっても一旦作成し提出するものとし、令和9年3月31日までに全ての工事を完了し、引き渡し、市に提出すべき書類の提出が全て完了しているものとする。

※1 最低限必要な書類は以下のとおり。

- a 設計・施工に係る内訳書（最終的な金額と合致するしていること）
- b 竣工図
- c 施設台帳上の実施箇所が分かる図面
- d 着工前・完了の写真
- e その他必要となる書類

7.2.2. その他の財政上及び金融上の支援

市は、本事業に関する事業者への金融上の支援等は想定していない。

8. その他事業の実施に関し必要な事項

8.1. 議会の議決

本事業契約については市議会での議決をもって効力が発生する。

8.2. 本事業の安定的な継続

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、宝塚市会計事務規則（令和4年規則第24号）、宝塚市契約規則（平成22年規則第9号）、宝塚市公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要領（令和8年2月1日）を準用し、各事業以下のとおり前払金を設定している。

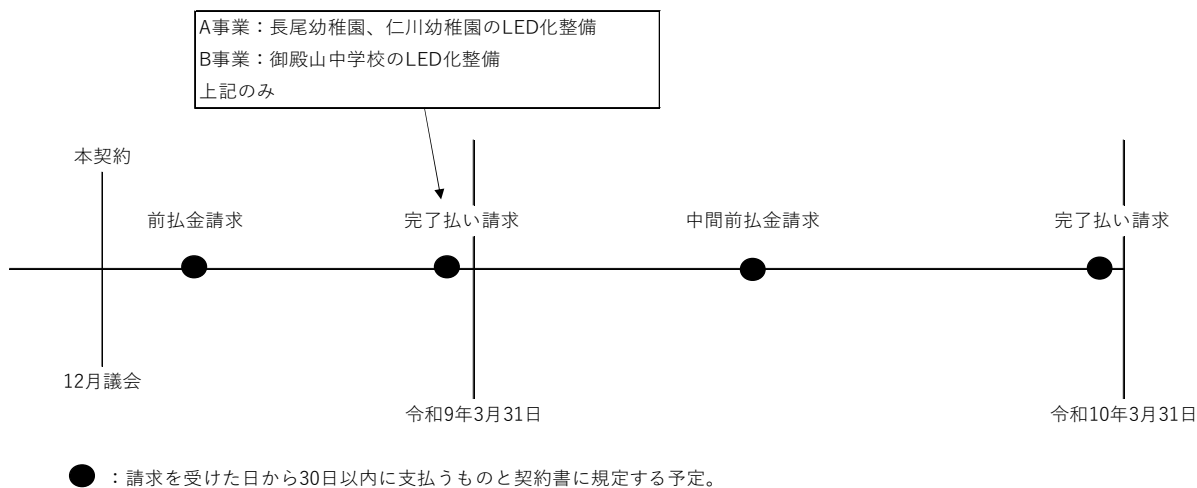
- ・ A 事業 提案上限額 1,519,992,000 円
内、設計・施工に係る契約額の40%相当、上限額は501,779,000円
 - ・ B 事業 提案上限額 965,732,000 円
内、設計・施工に係る契約額の40%相当、上限額は330,145,000円
- 上記の内訳については、別添資料4「各事業の提案上限額について」のとおり。

8.3. 一部事業の早期完了

A 事業の長尾幼稚園及び仁川幼稚園のLED化整備、B 事業の御殿山中学校のLED化整備については、市の予算配当上、令和9年3月31日までに整備を完了すること。

なお、A 事業は完了払い金（前払金を上限額で支払った場合、3,402,000円以内。請求額については事業契約書（案）に別途定める。）を B 事業は完了払い金（前払金を上限額で支払った場合、3,528,000円以内。請求額については事業契約書（案）に別途定める。）を令和8年度会計年度中に支払うものとする。

※参考 支払い時期の概略



8.4. 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

宝塚市 都市整備部 施設マネジメント課

市立小中学校外校舎空調更新等整備事業に係る市ホームページ

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/1060680/1060699/kyoikuiinkai/1061793/1062635.html>

8.5. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

8.6. 応募に要する費用負担

応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とする。

8.7. 問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

担当：宝塚市 都市整備部 施設マネジメント課

住所：宝塚市東洋町 1-1

電話：0797-77-2233（直通）

FAX：0797-74-8997

E-mail:m-takarazuka0281@city.takarazuka.lg.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く 9時～17時（12時～12時45分を除く）

別添資料 1

リスク分担表（案）

■共通 【リスク分担（案）凡例：○主たるリスクの負担者、従たるリスクの負担者】

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
募集要項リスク		1	募集要項等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	△※1
制度関連 リスク	法令変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○※2	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更リスク	4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
		5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等		○
	許認可等リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可等の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可等の遅延		○
	政策変更リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○※3	
	社会リスク	住民対応リスク	10	整備及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などの対応	○
11			事業者が行う調査、施工等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境リスク		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
第三者賠償リスク		13	事業者は行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク		15	想定以上の暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、並びに暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○※4	△※4
経済リスク	資金調達リスク	16	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
		17	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
	物価変動リスク	18	施工期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○※5	○※5
		19	維持管理期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○※5	○※5

■設計・施工・工事監理段階で発現したリスク

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
測量・調査リスク		20	事業者が実施した測量・調査等に不備があった場合		○
		21	事業者が実施した測量・調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	設計リスク	22	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	設計変更リスク	23	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
施工リスク	施工費増加リスク	24	事業者の責に帰すべき事由による施工費の増加		○
		25	市の責に帰すべき事由による施工費の増加	○	
	工事遅延リスク	26	事業者の責に帰すべき事由により、契約期日までに空調設備等を供用できない又は施工が完了しない場合		○
		27	市の責に帰すべき事由により、契約期日までに空調設備等を供用できない又は施工が完了しない場合	○	
施設、設備損傷リスク	28	施工により施設又は空調設備及び LED 設備が損傷した場合		○	
工事監理リスク		29	工事監理の不備により施工内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		30	工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

■維持管理段階で発現したリスク

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
測量・調査リスク	業務水準未達リスト	31	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	32	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		33	空調設備等の通常劣化等による性能の低下		○
	施設、設備瑕疵リスク	34	事業期間中に、本事業の施工により施設又は空調設備等の瑕疵が発見された場合		○
	維持管理費増加リスク	35	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○※6	
		36	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
	施設、設備損傷リスク	37	市の責により施設又は空調設備等が損傷した場合	○※7	
		38	事業者の責により施設又は空調設備等が損傷した場合		○
運営リスク	エネルギーコスト変動リスク	39	エネルギーの単価が変動した場合	○	
		40	空調設備等の使用時間が変動する場合	○	
		41	空調設備等の性能未達及び想定以上の性能劣化等、想定以上のエネルギーコストの増加		○※8
事業期間終了時の性能リスク		42	事業期間終了時における性能水準の保持		○

【注釈】

- ※1 市が提示する参考資料に関するリスクは事業者負担とする。
- ※2 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※3 政策変更（事業の取りやめ、学校の統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更内容に応じて、市が事業者へ支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とする。
- ※4 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者へ損害賠償請求を行わないこととし、事業者へ追加費用その他損害が発生した場合または、第三者へ損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書において示す。
- ※5 物価変動リスクを反映する費用項目と反映しない費用項目がある。詳細については事業契約書において示す。
- ※6 エネルギー供給会社を市が変更した場合の維持管理費の変更はしないものとする。
- ※7 「市の責により空調設備等が損傷した場合」には、市の職員、児童・生徒、教職員、児童・

生徒の保護者等、学校の通常利用者によるもの、休日の校庭等使用などによるものを含むものとする。

- ※8 事業期間中に空調設備等の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合(瑕疵又は故意、重過失による業務水準の未達は除く。)事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置が課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとする。

別添資料2

本事業の対象施設一覧

本事業の対象施設は以下の一覧のとおりとする。

なお、表中の記号は下記に示すとおり。

◎：交付金対象事業

○：交付金対象と交付金対象外の事業混在

●：全て交付金対象外の事業

1.A 事業対象施設

(1) 空調改修

	No.	施設名	所在地	校舎 空調更新	給食室 空調整備	配膳室 空調整備
小学校	1	宝塚第一小学校	宝塚市野上1丁目3番35号	—	—	●
	2	小浜小学校	宝塚市小浜4丁目7番10号	—	◎	○
	3	宝塚小学校	宝塚市川面1丁目7番34号	—	—	●
	4	長尾小学校	宝塚市山本東1丁目10番10号	○	○更新	●
	5	仁川小学校	宝塚市仁川宮西町1番25号	—	—	●
	6	西山小学校	宝塚市野上6丁目1番16号	—	—	●
	7	売布小学校	宝塚市売布ガ丘1番20号	—	—	●
	8	長尾南小学校	宝塚市山本南2丁目10番1号	—	◎	○
	9	未成小学校	宝塚市未成町1番1号	—	◎	○
	10	安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号	—	◎	○
	11	長尾台小学校	宝塚市長尾台1丁目1番1号	—	—	●
	12	逆瀬台小学校	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号	◎	◎	○
	13	美座小学校	宝塚市美座2丁目6番1号	◎	◎	○
	14	光明小学校	宝塚市光明町8番40号	◎	◎	○
	15	末広小学校	宝塚市末広町3番1号	◎	◎	○
	16	丸橋小学校	宝塚市山本丸橋4丁目13番1号	—	—	●
	17	高司小学校	宝塚市高司4丁目4番55号	—	—	●
	18	安倉北小学校	宝塚市安倉北5丁目1番1号	—	◎	○
	19	すみれガ丘小学校	宝塚市すみれガ丘1丁目5番1号	—	—	●
	20	山手台小学校	宝塚市山手台西3丁目1番1号	—	—	●
	21	中山台小学校	宝塚市中山桜台4丁目25番1号	—	—	●
特別 支援 学校	22	たからづか支援学校	宝塚市安倉中6丁目1番3号	◎	—	—

(2) LED化

	No.	施設名	所在地	LED化整備	備考
小学校	1	宝塚第一小学校	宝塚市仁川うぐいす台1番1号	○	
	2	宝塚小学校	宝塚市川面1丁目7番34号	○	
	4	西山小学校	宝塚市野上6丁目1番16号	●	
	5	売布小学校	宝塚市売布ガ丘1番20号	●	
	6	安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号	○	
	7	長尾台小学校	宝塚市長尾台1丁目1番1号	○	
	8	末広小学校	宝塚市末広町3番1号	○	
	9	丸橋小学校	宝塚市山本丸橋4丁目13番1号	●	
	10	安倉北小学校	宝塚市安倉北5丁目1番1号	●	
	11	すみれガ丘小学校	宝塚市すみれガ丘1丁目5番1号	○	
	特別支援学校	12	たからづか支援学校	宝塚市安倉中6丁目1番3号	○
幼稚園	13	長尾幼稚園	宝塚市山手台東1丁目3番1号	●	R9.3.31まで
	14	仁川幼稚園	宝塚市仁川宮西町1番12号	●	R9.3.31まで

2..B 事業対象施設

(1) 空調改修

	No.	施設名	所在地	校舎 空調更新	給食室 空調整備	配膳室 空調整備
小学校	1	西谷小学校	宝塚市大原野字石保34番地の1	◎	◎	○
中学校	2	宝塚第一中学校	宝塚市仁川うぐいす台1番1号	◎	◎更新	●
	3	宝塚中学校	宝塚市美座1丁目1番20号	—	◎	○
	4	長尾中学校	宝塚市長尾町7番1号	—	◎	○
	5	西谷中学校	宝塚市大原野字石保46番地	◎	—	●
	6	宝梅中学校	宝塚市宝梅3丁目4番20号	—	—	●
	7	高司中学校	宝塚市高司2丁目3番1号	◎	◎	○
	8	南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘2丁目7番1号	—	—	●
	9	安倉中学校	宝塚市安倉中6丁目3番1号	—	—	●
	10	中山五月台中学校	宝塚市中山五月台4丁目20番1号	—	—	●
	11	御殿山中学校	宝塚市御殿山1丁目3番1号	—	—	●
	12	光ガ丘中学校	宝塚市光ガ丘2丁目15番1号	—	—	●
	13	山手台中学校	宝塚市山手台西1丁目4番1号	—	—	●

(2) LED化

	No.	施設名	所在地	LED化整備	備考
小学校	1	西谷小学校	宝塚市大原野字石保34番地の1	○	
中学校	2	西谷中学校	宝塚市大原野字石保46番地	●	
	3	高司中学校	宝塚市高司2丁目3番1号	○	
	4	南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘2丁目7番1号	○	
	5	安倉中学校	宝塚市安倉中6丁目3番1号	○	
	6	中山五月台中学校	宝塚市中山五月台4丁目20番1号	○	
	7	御殿山中学校	宝塚市御殿山1丁目3番1号	●	R9.3.31 まで

※市は、本事業とは別途、一部対象施設の同一敷地内において改修事業（外壁改修、屋上防水及び内装改修等）や修繕（漏水修繕、バリアフリー修繕）などを実施することになるため、現時点における計画は貸与資料に示す。事業者は、設計内容や施工工程等について、当該工事との必要な調整を適切に行い、工夫して対応すること。

また、本事業との関係がある緊急修繕等があった場合、市は速やかに通知することとし、事業者は協力することとする。

※施設の形状や周辺の地盤の高さ、障害物等については、貸与する図面等の資料だけでなく原則、現地も確認すること。

※配膳室空調整備については、給食室空調整備の実施があり、かつ給食室併設の配膳室への空調整備のみ交付金対象事業で実施し、給食室併設でない配膳室への空調整備は交付金対象外事業として実施する方針。

※LED化については、施設台帳上、構造区分がR造となっている棟の整備のみ交付金対象事業として実施する方針。

※備考欄について、御殿山中学校、長尾幼稚園、仁川幼稚園のLED化については、記載のとおり、令和9年3月31日までを工期とする。

別添資料3

参考図書の貸与について

実施方針 2.2.2. (1) に基づく参考図書の貸与に関する事項は次のとおりを予定している。
詳細は、募集要項にて定める。

1 貸与する参考図書

本事業の対象施設に関する情報提供等のため、以下の参考図書を次のとおり希望者に貸与する。

○貸与する参考図書

- a-1 施設台帳（全対象校分）
- a-2 事業対象範囲明示図
- c 既設図面（全対象施設分）
- d 受変電設備等一覧表

2 申込手続

(1) 申込期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月20日（水）17時まで（予定）

(2) 申込方法

参考図書の貸与を希望する企業は、「(様式3) 参考図書の貸与申込書（案）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上（押印不要）、電子メール（ファイル添付）にて申込みすること。

なお、メール件名には「【会社名（略称可）】参考図書貸与に関する申込」と明記し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行い、貸与を受けるための訪問日時について市と調整すること。

申込書のファイル形式は Word とする。

※メール送信先アドレス及び受信確認先の電話番号は、本書「8.7.」に示す「問い合わせ先」のとおりとする。

3 貸与及び返却

(1) 貸出期間

ア 全施設

令和8年5月20日（水）から令和8年10月中旬（予定）

貸出時間：土曜日、日曜日及び祝休日を除く9時から17時（12時から12時45分を除く。）

(2) 貸出方法

「(様式 3) 参考図書の貸与申込書」に押印の上、事前に市と調整した日時に本書「8.7」に示す「問い合わせ先」の窓口を訪問し、当該押印済申込書を提出すること。市は、それと引換えに参考図書の貸与を行う。

(3) 返却日

貸与された参考図書は、令和 8 年 10 月中旬（予定）までに、本書「8.7」に示す「問い合わせ先」の窓口に戻却すること。なお、本事業に応募しない場合など、参考図書が不要となった場合は速やかに同窓口に戻却すること。

別添資料 4

各事業の提案上限額について

1.A 事業対象施設

費用種別		提案上限額	内、前払金上限額
	①設計・施工に係る費用		
	校舎空調更新		
	小学校費	701,640,000	271,656,000
	特別支援学校費	77,580,000	29,232,000
	LED 化整備		
	小学校費	199,112,000	75,852,000
	特別支援学校費	7,749,000	2,952,000
	幼稚園 2 園分	5,670,000	2,268,000
	給食室空調整備	212,801,000	82,993,000
	配膳室空調整備	100,295,000	36,826,000
	②維持管理に係る費用		
	小学校費	187,005,000	0
	特別支援学校費	28,140,000	0
提案上限額計		1,519,992,000	501,779,000
	①設計・施工に係る費用	1,304,847,000	501,779,000
	②維持管理に係る費用	215,145,000	0

2.B 事業対象施設

費用種別		提案上限額	内、前払金上限額
	①設計・施工に係る費用		
	校舎空調更新		
	小学校費	81,360,000	30,744,000
	中学校費	434,340,000	168,336,000
	LED 化整備		
	小学校費	11,128,000	4,239,000
	中学校費	181,417,000	69,111,000
	御殿山中学校分	5,880,000	2,352,000

		給食室空調整備	95,932,000	37,309,000
		配膳室空調整備	50,330,000	18,054,000
		②維持管理に係る費用		
		小学校費	13,860,000	0
		中学校費	91,485,000	0
		提案上限額計	965,732,000	330,145,000
		①設計・施工に係る費用	860,387,000	330,145,000
		②維持管理に係る費用	105,345,000	0

(あて先) 宝塚市長 宛

実施方針等に関する質問及び意見書

「市立小中学校外校舎空調更新等整備事業」に関する実施方針及び要求水準書(案)について、次のとおり質問事項及び意見がありますので提出します。

商号又は名称	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

〈実施方針等に関する質問〉

No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項
例	実施方針	11	2.4.2.	(1)		参加資格審査	●●●●●
1							
2							
3							
4							
5							

〈要求水準書(案)に関する質問〉

No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項
例	要求水準書(案)	2	1.2.2.		ア	法令・施工……	●●●●●
1							
2							
3							
4							
5							

※本様式については、Word 形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください)

【記入上の注意】

- ・ 同じ内容の質問及び意見を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問及び意見として記入すること。
- ・ 質問及び意見が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。

(あて先) 宝塚市長 宛

所在地
 商号又は名称
 代表者職名
 代表者氏名

現地見学会 参加申込書 (案)

「市立小中学校外校舎空調更新等整備事業」に関する現地見学会に下記の者が参加希望しますので、実施方針に従い申し込みます。

記

商号又は名称	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

※本様式については、Word 形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください)

※本様式は各企業単位でご提出ください。なお、担当者氏名等は、代表となる 1 名の方のみの記入で結構です。

【見学会の留意事項】

※「担当者氏名」欄に記載された方は、各学校の集合場所にて名刺を提出してください。

※1 企業当たりの参加人数は 4 名までとします。

※各学校ともスペースに都合上、駐車可能な台数は 1 企業につき 1 台とします。

※校内は土足厳禁のため、スリッパ等上履きを持参してください。

※学校敷地内は全面禁煙となっています。敷地周辺も含め禁煙としてください。

※見学に当たって市または学校教職員から指示があった場合は、それに従ってください。

※現地見学会における写真撮影は可能としますが、幼児・児童・生徒や教職員を含むその他施設使用者の撮影は禁止します。また、撮影した写真は本事業以外の使用は不可とします。

※見学会において資料の配布は行いません。必要に応じて市ホームページに掲載している実施方針等を持参してください。

※見学会当日はマスクを着用してください。また、発熱があるなど体調不良の方は参加しないでください。

様式 3

令和 8 年 月 日

(あて先) 宝塚市長 宛

所在地
商号又は名称
代表者職名
代表者氏名 印

参考図書の貸与申込書 (案)

令和 8 年 月 日付けで実施方針等の公表がありました「市立小中学校外校舎空調更新等整備事業」に係る標記の参考図書について、貸与を申し込みます。

	日 付	時間帯
受取予定日	月 日	午前・午後 (どちらか選択)

※受取予定日として、希望の日付 (令和 8 年 5 月 20 日 (水) から令和 8 年 5 月 27 日 (水) までの間) をご記入ください。

なお、貸与に当たっては、下記のとおり誓約します。

記

第 1 (利用の目的)

- 1 当社は、本事業のプロポーザル募集への参加を検討する目的 (以下「本目的」という) のためにのみ本資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために本資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するために必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者 (以下「代理人等」という) に対し、本資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

第 2 (秘密の保持)

- 1 当社は、開示を受けた本資料を秘密として保持するものとし、前項に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。
- 2 本資料の全部又は一部の開示を受けた代理人等は、当社と同じ本資料を秘密として保持します。

第 3 (期間)

前項に定める秘密の保持は、当社及び代理人等が本事業のプロポーザル募集に応じない場合及びプロポーザル募集に応じ優先交渉権者とならなかった場合であっても、存続するものとします。

第 4 (本資料の返還)

受領した本データは、市の定める返却方法に従い、令和 8 年 10 月中旬 (予定) までに、市に返還します。

第 5 (損害賠償)

前各項に違反し、市又は第三者に損害が発生し、被った損害が賠償の対象となる場合、その損害を賠償します。

裏面につづく

(裏面)

商号又は名称	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

※事前申し込み時には、Word 形式にて提出してください。(押印不要、本ファイルを利用してください)

※受領時には押印済み本様式を持参してください。

	貸出番号	貸与日・貸与確認者	返却確認日・返却確認者
市処理欄			